

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-11
処分の種類	装置検査証印の除去			
根拠法令条例等・条項	計量法第153条第1項			
処分の概要	立入検査において検査した車両等装置用計量器が基準不適合等の場合の装置検査証印の除去			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第153条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第148条第1項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第75条第2項の装置検査証印を除去することができる。</p> <p>一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。</p> <p>二 第75条第2項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。</p> <p>2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>3 第151条第4項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。</p> <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 第69条(技術上の基準、方法)</p>			
基準の制定根拠	一			